

農村滞在型余暇活動機能整備計画書
(市町村計画) (案)

平成27年 月
登別地区

北海道登別市

第1 基本的な考え方

登別市は、海、山、川と美しい自然に恵まれ、中でも天与の資源である温泉を活用し、全国にも名だたる観光地として発展してきたが、最近の観光においては、小グループ旅行やアウトドアスポーツ、農業体験などの体験型観光が増加し、これらの観光客のニーズに応える魅力ある観光地づくりが求められてきている。

登別市においては、酪農・畜産の農業と登別漁港等を拠点とした水産業が営まれ、これら一次産業従事者の所得の向上が課題となっており、農水産物の加工品製造・販売等が取組まれ、加工体験等のイベントを通じて都市住民との交流も年々増加の傾向にある。

これらのことから、登別市では、まちづくりの指針である市の総合計画において、市全体の産業の振興を図るため、基幹である観光産業と農林水産業とが連携し、農水産物の地産地消にも取組みながら、グリーンツーリズム（農村との交流を楽しむ余暇活動）を積極的に推進する施策を打出している。

しかし、農村地域では都市住民との交流や滞在のできる施設が少ないことから、これらの機能の整備が大きな課題となっている。

このため、今後、5年間の本市における農山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、農用地の有効利用を中心課題としつつ、地域に賦存する美しい自然や多様な農林水産業の生産活動を活かした観光、農林水産業など、市の産業の総合的な振興を図る観点から積極的に推進していくとともに、本活動の円滑な推進を通じて、地域産業の振興及び地域の活性化を総合的に展開していくものである。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域

(1) 農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区の区域の範囲

農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区（以下「整備地区」という。）の範囲は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された登別農業振興地域（以下、「農振地域」という。）内で、次の表に掲げる区域とする。

なお、この区域は、都市計画法第7条第3項に基づき指定された「市街化調整区域」であるため、市街化を抑制すべき区域であるが、次の理由により整備区域に含めるものとする。

【整備地区の区域】

整備地区の区域		うち都市計画法第7条の規定による市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）
A	札内町、来馬町、富浦町千歳町の農業振興地域内の一部	左記の区域と同じ
B	富岸町・青葉町の農業振興地域内の一部	

ア 市街化調整区域を整備地区に含める理由

整備地区は、農業が専門的に営まれている地域で、酪農を中心とした農業生産が盛んに行われており、市の第4次総合計画の土地利用計画において、主に自然利用域に位置付けられ、河川、海、山、平地などの豊かな自然の恵みの活用を通じて多彩な生産、余暇活動を展開し、暮らしと自然との調和を図りながら土地利用を進める地域である。

農村滞在型余暇活動の機能の整備については、市街化を促進するおそれがないことや、隣接する市街地には多くの都市住民が居住しており、農業、農村に対する理解を深めるために果たす役割が大きいことから、市街化調整区域を含む農振地域における整備計画を定めるものとする。

イ 現計画農家区域

整備地区の区域のうち、農村滞在型余暇活動を行う担い手が存在し、本活動を行うことが明らかな区域を現計画農家区域とし、農村滞在型余暇活動の機能の整備を重点的かつ優先的に行う区域とする。

(2) 整備地区のゾーニング

整備地区の区域については、それぞれの地域の特性を考慮したコンセプトによりテーマを掲げて、地域ゾーニングを設定する。

グリーンツーリズム関連施設は、このテーマに沿った必要かつ最小限度の施設と、計画的な機能の整備を図ることにより、無秩序な開発を抑制するものとする。

【登別市におけるグリーンツーリズムの推進と地域ゾーニング】

区 分			地域コンセプトとそのゾーニング	
			札内地区： 体験コアゾーン 〔酪農・畜産を主体とした農作業・加工体験や農産物の販売や食の提供〕	富岸・青葉地区： 農作業体験ゾーン 〔野菜・花卉を主体とした農作業・加工体験、農産物の販売や食の提供〕
市街化調整区域	農業振興地域	グリーンツーリズム関連施設の整備を計画する区域	札内町、来馬町、富浦町、千歳町の農業振興地域内の一部	富岸町・青葉町の農業振興地域内の一部
			上記以外の地域では整備しない	

なお、ゾーニングした各エリアにおける特色課題、将来的な方向性等は、別添の補足説明資料に記載する。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア 土地利用の現況

本地区における土地利用状況は、海岸沿いの平野部が狭小なことから市街地の発展が高台農業地帯に迫っており、特に国道36号を中心に市街化が進み宅地等の面積がゆるやかではあるが増加傾向にある。

本地区の農用地面積は、ここ数年横ばい状況にあり、農用地の利用区分は草地（飼料畑・牧草地）が7割以上を占めている。

【登別市の土地利用の現況】

単位：ha

	農用地			農業 用施 設用 地	山林 ・原野	混牧 林地	その 他	合計
	農地	採草 放牧 地	農用 地計					
農業振興地域	957	202	1,159	48	5,082	98	1,105	7,492
農用地区域	910	202	1,112	46	0	98	0	1,256
市街化調整区域	819	156	975	46	0	93	0	1,114

注) 資料：登別農業振興地域整備計画（平成24年9月）

イ 農業の現況

(ア) 本地区の農業は、雨量が多く夏期に海霧が発生する厳しい気象条件のため、酪農を中心に肉牛・軽種馬を主とした畜産業が営まれているが、一部に畑作物などの栽培もありバリエーションに富んだ良質の農畜産物が生産されている。

(イ) 本市農業生産の中核である酪農の農業粗生産額はおよそ2.7億円で市農業全体の粗生産額の約13%を占めている。

(ウ) また、道内でも有数の乳質を誇る生乳を生かした乳製品を中心とした加工販売（卸売り）を行う株式会社のぼりべつ酪農館が平成16年1月に設立され、地元で生産された農畜産物の「高付加価値農業」を展開している。この酪農館は加工販売だけでなく加工体験も可能であり、本施設には胆振管内を中心に札幌方面からも都市住民が観光に訪れている。（体験コアゾーンの札内地区に酪農館は位置している）

(エ) しかし、最近の家畜飼料の高騰等により農業所得が伸び悩んでおり、さらには、高齢化や後継者不足等から農業者が減少することが予想されており、新たな対応策が必要となっている。

このような状況ではあるが、札内地区では廃校となった小中学校を利用し、生乳・肉の加工品の研究開発が行われ、地元酪農家等が参画し株式会社のぼりべつ酪農館が加工販売する製品としての商品開発等の活動を続けている。

【登別市の農業の現況】

農家数(戸)				農用地面積(ha)					畜種 (飼養頭羽数)			
専業	一兼	二兼	計	田	畑	樹園地	採草放牧地	計	乳牛	肉牛	豚	採卵鶏
17	7	13	37	0	957	0	202	1,159	597	1,893	780	406,577
17	7	13	37	0	819	0	156	975	597	1,893	780	406,577

主要作目(ha)					
雑穀・豆類	露地野菜	花き類・花木	種苗・苗木類	その他の作物	果樹
1	3	13	1	69	1
1	3	13	1	69	1

注1) 下段は市街化調整区域(内数)。主要作目の数値は端数切上げ値。

注2) 資料 2010年世界農林業センサス

登別農業振興地域整備計画(平成24年9月)

家畜飼養状況調査(登別市資料)(平成27年2月1日現在)

ウ 都市農村交流施設等の現況

本市の札内地区には、市民農園、乳製品・肉製品の加工品製造販売(卸売り)や農畜産物加工体験及び農作業体験施設が存在している。

これらの施設には、都市住民や登別温泉の観光客が多数訪れており、都市住民との交流を更に促進するため、夏期に「のぼりべつ牛乳まつり」などの交流事業を行っている。

このため、本地区への入込客は増加傾向にあるが、搾乳、食品加工等の体験・交流施設や宿泊施設、農産物直売施設等の余暇活動機能の整備については十分な状況にはない。

【体験・観光施設等の状況(現況)】

体験農園	体験・交流施設	スポーツ・レクリエーション施設	観光施設	宿泊施設	その他
市民農園 1カ所 2,000m ²	農畜産物加工体験・ 農産加工品製造販売 1カ所 農作業体験施設 1カ所	なし	なし	なし	なし
同上	同上				

注) 下段は市街化調整区域(内数)

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地区の農業生産活動や美しい農村景観、伝統文化等の多様な諸資源を活かし、都市住民等に対する農作業、農畜産物加工等の農業体験や農村文化・生活の体験などの余暇活動の場を提供するとともに、農畜産物の販路拡大や農業者等の就業の場の確保を図り、農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村滞在型余暇活動に資することを目的とした機能の整備は、次のように進めるものとする。

- ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動の実践にふさわしい良好な農村景観の形成を図る。
- イ 都市住民等における、農業・農村に対する理解の促進を図るとともに、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や地区に賦存する自然、文化等の多様な資源を総合的に活用し、地区の特性を最大限に発揮する。
- ウ 農業生産の振興及び農畜産加工品の開発・販売促進等、地区の農業や関連産業の振興に資する整備を進めるとともに、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を推進する。
- エ 整備の推進に当たっては、地区の農業者等と調整のうえ、関係法令等に基づく秩序ある土地利用及び施設等の整備を推進する。
- オ 地区住民の合意のもとに、創意工夫と主体的な取組みによる整備を促進する。

3 農用地その他の農業資源の保全機能の増進を図るための農用地をはじめその他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農用地及び農用地に介在するその他の農業資源の有する生産機能のほか、国土の保全や保健休養などの多面的機能が十分発揮されるよう努める必要がある。

このためには、農用地、農業用施設用地、農家の住宅用地、林地等について良好な農村景観の確保を図るとともに、都市計画との整合を保持しながら農作業体験等の余暇活動の場を整備し、訪れる人々に快適な環境を提供することができるよう土地利用の調整に努め、あわせて、市街化調整区域においては都市計画との整合性を図るものとする。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

(ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、農道の環境等を整備することにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(イ) 放牧地におけるふん尿等については、適切に処理し、周囲の環境保全に努める。

(ウ) 農家の住宅用地については、花壇の造成や景観木の植栽等により周囲の景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(エ) 林地については、農村景観の中心となる防風林の整備や屋敷林の保全を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

農村滞在型余暇活動を提供するため、継続的に農作業の体験の場に供することが必要な農用地等として、市民農園等（以下「体験農用地」という。）の設置が有効である。

体験農用地については、農作業の体験の場に供するため、農地として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の植栽などにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

ウ グリーンツーリズム施設の設置箇所の選定方針

(ア) 農振農用地区域内における農地の集団化、農作業の効率化その他の土地の農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。

(イ) 農業用排水施設その他の農業用施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。

(ウ) 農業公共投資の対象となっていない土地を選定すること。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

(1) 本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、交流の基盤となる施設等の整備を進めることとし、市民農園、農作業体験施設、農産物直売施設、農家レストラン、農畜産物加工体験施設、休養施設等の整備を進める。また、農業に対する理解の促進を図るため、都市住民が滞在するための農業体験研修施設や農家民宿等の宿泊施設も合わせて整備する。

(2) 農業者が農業体験や交流活動を行うため整備することができる施設の用途は「別表 グリーンツーリズムに必要な施設である建築物の用途」のとおりとし、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法等の土地利用に関連する法令との調整を図らなければならない。

(3) 市街化調整区域において農作業体験施設等の整備を行うことのできる対象者は、周辺における市街化の促進を防ぎ、優良な農地の保全と自然環境や景観との調和に十分配慮する観点から、当該地域を農業経営の拠点にしている農業者（住居及び生計を一にする親族を含む。）及び農業者の組織する団体とし、整備に当たっては営農活動と一体となってグリーンツーリズムを推進するための必要最小限の規模とし、都市計画との調整や地元商工関係者との合意を図りながら施設の整備を行う。

【農作業体験施設等の整備計画】

() 内施設は併設施設

施設の種類 (併設施設)	位置 (設置場所)	規模	機能	事業 主体
農作業体験施設 (農畜産物加工体験施設) 農産物直売施設 (農家レストラン)	札 内① (市街化調整区域)	2 棟 400 m ²	搾乳体験などの農作業体験、乳製品の加工体験、地元農畜産物を素材とした販売施設やレストラン。	農業者
農作業体験施設 休養施設	札 内② (市街化調整区域)	2 棟 200 m ²	乗馬体験施設や休養のためのあずま屋。	農業者
農畜産物加工体験施設 農業体験民宿 農産物直売施設 農家レストラン	札 内③ (市街化調整区域)	3 棟 200 m ²	乳製品・肉製品の加工体験、地元農畜産物を素材とした販売施設により、施設の機能を拡大・強化する。	法 人
農産物加工体験施設 農家体験民宿 農家レストラン 直売所 休憩施設	富 岸 (市街化調整区域)	3 棟 400 m ²	野菜や花卉の農産物加工体験施設、農家体験民宿、農家レストラン、直売所や休憩施設。	農業生産法人

※整備計画施設の担う役割等については、別添補足説明資料に記載する。

別 表

【グリーンツーリズムに必要な施設である建築物の用途】

(1) 農作業の体験施設である建築物
例) トマト、いちご等の野菜、果実の収穫体験農園ハウス、観光農園等で都市計画法第29条第2号の規定による農業の用に供する許可不要建築物及び同法第34条第4号の規定による許可対象建築物以外の建築物等（農産物生産機能以外に体験施設の機能を有するもの。）
(2) 教養文化施設である建築物
例) バター、チーズ、アイスクリーム、ハム、ソーセージ、ジャム、パン、そば等の農畜産物加工体験施設、地域農業等資料展示施設等
(3) 休養施設である建築物
例) 展望所、四阿（あずまや）
(4) 集会施設である建築物
例) 集会場、研修所等
(5) 宿泊施設である建築物
例) 農業体験民宿（ファームイン）等
(6) 販売施設である建築物
例) 農産物直売所、農産加工品直売所、農家レストラン等
(7) 前各号に掲げる施設の利用上必要な施設である建築物
例) 売店、休憩所、手洗所、トイレ、管理事務所、管理用具品保管庫等

- 5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項
- (1) 各整備地区や整備地区内各種体験施設の代表者等によるグリーンツーリズム推進協議会を組織し、集客のためのPR活動やイベントの開催を行うとともに、各施設におけるサービスの向上、人材の育成等について積極的な活動を展開する。
 - (2) 農家レストラン、農産物直売施設、農畜産物加工体験施設、農業体験民宿等へ供給する食材について、施設の運営者と生産者組織による利用供給協定等を締結するなど、地域農産物の利用、販売の促進とその安定供給を図る。

6 交流人口の具体的な達成目標

達成目標	指 標	現況 (H26年)	目標 (H32年)
グリーン・ツーリズム交流人口の増大	体験施設及び直売所、農家レストラン等の利用者の増加率 (%)	3,000人 100%	4,500人 150%

- 7 都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成に関する事項
- 商工会議所、観光協会等の関係団体に加え、女性農業者など幅広く都市農村交流の担い手を確保・育成する。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝の推進

年間を通じて観光客等の確保を図るため、イベント等の企画・宣伝を効果的に行うとともに、インターネットを活用した情報発信やマスコミ、旅行代理店、学校、消費者協会等に向けてのPR活動を積極的に実施する。

2 都市側との提携交流の推進

観光客等の安定的な確保を図るため、主に札幌・室蘭方面からの観光客が多いことから、今後、札幌・室蘭圏各市との提携交流を市レベル、民間レベルでも促進するとともに、同圏域の消費者協会等との連携を図る。

3 他の市町村との連携活動の推進

胆振管内の他の市町と連携し、宣伝、誘客、協同イベントの企画など情報交換等を行い観光客の増加を促進する。

4 支援体制の整備

市、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、商工会議所、観光協会の関係機関、団体から構成する登別市グリーン・ツーリズム推進協議会を積極的に活用し、農業者等への助言指導を行い農村休暇型余暇活動の円滑な推進を図る。

(参 考)

附 図

- 1 登別市土地利用現況図
- 2 観光・農作業体験施設等の整備計画図